

# 第7回統計部会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

## 第7回 統計部会議事録

### 議事次第

日 時：平成18年12月4日（月）14：00～16：15

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

- 1．開 会
- 2．総務省からのヒアリング
- 3．農林水産省からのヒアリング
- 4．その他

(総務省統計局政策統括官室関係者入室)

斉藤部会長 それでは、第7回の統計部会を始めさせていただきます。本日は、まず総務省の政策統括官室からヒアリングを行います。政策統括官室では、統計調査の民間開放を促すためのガイドラインの改定作業に着手されたということでございますが、改定に向けての検討事項等について御説明をいただきたいと思っております。北田統計企画管理官よろしくお願ひ申し上げます。

北田統計企画管理官 北田でございます。それでは、今お話のありました民間委託に係るガイドラインの改定につきましての作業が開始いたしましたので、それについて御報告をいたします。

お手元には、資料1、2として2枚あるかと思っております。前回の部会でも、去る11月22日に、1回目の検討会議を開催する予定であるというふうにお話ししましたが、1枚めくって、検討会議のスケジュールの方を見ていただきますと、第1回の検討会議ということで、予定どおり11月22日に開催をいたしました。この2枚の紙もそのときに出して議論したものですけれども、具体的な検討のためのワーキンググループを設置するというので、ワーキンググループも設置いたしました。

まず、2枚目の紙をご覧になっていただいておりますので、「 」が3つありますけれども、主なスケジュールというところについて御説明させていただきますと、スタート段階のスケジュールではありますが、こういう形で各省とも意識を合わせてやっというところで考えております。

一番下、検討会議としてのガイドラインの改正の決定というのは、先般、御説明いたしましたとおり、一応来年の5月を目標・ターゲットにしております。その間、検討会議は、今回と、実質的な検討が進んだ段階で、3月ぐらいを目途に第2回の検討会議をやる。その間、特にこの11月から3月までの間、ワーキンググループを舞台にいたしまして、具体的な改定の検討をすると。ワーキンググループも早速11月22日、同じ日に開催したわけですが、そこで総論といいますか、検討事項とか、どのような方向で議論していくかというところの取っかかりの議論をいたしました。あと、12月は20日ということですが、月1回程度、総論から各論といった方向で議論していきたいと考えております。

それで1枚もとに戻っていただきまして、今、ちょっと話をしましたけれども、どういような検討事項で考えていこうかというところですが、一番下に「 」で書いてありますが、これも当初段階のもので、議論の中で必要があれば、これにとらわれずにやっというところではございますが、大きくこのようなスタートラインで議論を始めるといことで意思統一を図りました。

大きく2つに分かれておりまして、1は、「『民間委託に係るガイドライン』の改定の基本的考え方」ということで書いてありますが、要は総論部分ということでございますが、今回、どういような方向、何をターゲットにして、どのような射程で議論をしていくかという総論でございます。

それを踏まえて、「2 個別の検討事項」ということで、具体的に民間委託推進に資するようなガイドラインということで、大項目でいきますと、(1)推進対象業務の範囲、要件というような視点。

(2)にありますように、統計調査の適正な実施の確保の観点からどういうことに留意すべきか。1 つには、一方で効率性とか効果的ということと、もう一つ、統計調査、「質」の確保ということもおろそかにはできない。そういう意味で、「質」の確保を図るための方策。それから適正な実施の確保を図るための方策というような視点から、まずは議論が必要。

(3)にありますように、委託業務の履行状況の評価というようなことに関する基準も必要ではないか。

まず、スタートラインとしてはこういうような形で議論を始めました。

関係省とも民間委託を推進するという視点からの、それを促すような視点からのガイドラインをつくるということの共通認識がございます。全政府的に進めていくことでもございますので、特に各府省共通するような事項について、どういうふうに議論して整理していくかというようなところが重要だということについても、初回の議論の中である程度の共通的な認識が持てたところでございます。

以下、お示したスケジュールに沿いまして、来年5月を目途に鋭意検討を進めていきたいというふうに考えております。

これが現状でございます。

斉藤部会長 ありがとうございます。では、あまり時間がないのですが、どうぞお願いします。

小幡部会長代理 統計法の改正の検討状況というのはどのようになさっているのですか。

北田統計企画管理官 統計法の方は、閣議決定でも、次期通常国会に出すというようなことが言われておりまして、それに向けて、今、今年6月にまとめられましたそれぞれの専門的な委員会での報告を踏まえて、法制局審査を毎日のようにやりながら形づくりをしているというところでございます。次期通常国会でということなので、それに間に合うようなスケジュールで、具体的な条文の案文づくりが、ちょうど山場に差しかかっているようなところでございます。

小幡部会長代理 こちらにかかわるような話も詰めていらっしゃるということですね。

北田統計企画管理官 特に民間への委託をしても、調査対象の信頼が得られるような形で調査をきちんとできるようにするというところと言われておりまして、具体的にはそれを確保するための民間事業者に対する法律によるいろんな意味での管理義務、あるいは秘密保護に対する義務や罰則、そういうようなところも含まれております。

廣松専門委員 ガイドラインの改定が始まったということは評価したいと思います。ただ、今回の改定の1つの大きな、これまでのとの違いは、今までは国の方で、ここにあります統計主管課長会議で申し合わせれば、その範囲でおさまっていたから、それはまさに申し合わせとして有効だと思うのですが、今後、公共サービス改革に基づき民間業者

も入れるような形で、入札という形で民間委託する場合に、改定したガイドラインに関して民間からの意見を、パブリックコメントのような形で募集するようなお考えはありますか、そのところがちょっと気になったのですが。

北田統計企画管理官 来年の5月に至る検討の過程で、どういう形で、役所以外の関係の方々から意見を聞いていくかということは、当初段階での、この検討会議とワーキンググループとしての検討にもよると思いますが、例えばパブリックコメントということで明示的に決めているわけではないのですけれども、今言われたいわゆる民間との契約ということでやっていくような形になりますので、必要があれば、役所の人だけではなくて、そういう民間のこういう形での契約、あるいは実際に業務に関係する方々とか、役所以外の関係の方々の意見を聞きながらやっていくということも必要があればやっていくというようなところまでは今視野に入れているところです。

斉藤部会長 椿先生、いかがですか。

椿専門委員 私としては、この種のガイドラインができるということに関しては期待のあるところですが、以前、別件で情報を入れているところですが、いわゆる国際標準化機構が本年4月、調査機関に対する力量及び調査に対する要因に関する力量に関する仕様規格、いわゆるどういうふうにしななければならないかという規格を既に発効させて、しかもその対象範囲の中には、大学、民間、官庁などが民間に委託する場合の力量の基準として使うということを行っていて、これは我が国で適用されるという可能性はまだ数年の範囲ではないと思うのですが、もし海外の調査機関が我が国のいろいろな調査に対しての受託を行う場合には非関税障壁になる可能性があるということで、短期的な問題ではなくて、比較的長期的な問題として国際化ということに関しても御検討いただければと思います。

北田統計企画管理官 ありがとうございます。特に質の確保、適正な実施というところで、どういう基準とか考え方でやっていったらいいのかということも議論が必要だと思います。そういうときには、今おっしゃられましたような国際的な動きとか、そういうところも視野に入れて考えていきたいと思っております。

斉藤部会長 ありがとうございます。もっと質問があると思いますが、時間が迫っていますので、一応政策統括官室のヒアリングを終わりたいと思います。

平成19年5月までに処置をするということでございますので、3月中旬頃に、できれば統計部に中間報告をいただければ大変ありがたいと思いますが、よろしゅうございませうか。

北田統計企画管理官 一応そういうことを一つ心づもりというか、そういうことで。

斉藤部会長 お願いいたします。ありがとうございました。

(総務省統計局政策統括官室関係者退室)

(総務省統計局関係者入室)

斉藤部会長 それでは、せわしなくてすいません。また、統計局の方からお願いしたい

と思います。

それでは、総務省所管の指定統計調査の民間開放に向けての計画の進捗状況についてのヒアリングを行います。飯島課長の方からお願いいたします。

飯島調査企画課長 お手元に委員限りという資料で「統計調査の民間開放に係る今後の業務の進め方について」という資料を用意してございます。これに基づきまして簡単に説明させていただきます。

まず、「19年度の周期調査、就業構造基本調査、全国物価統計調査」と2つございますが、この状況でございますが、今、実施する地方公共団体について調整をしております。なかなか19年の準備ということで、かなり厳しい時間の中での話でありまして、多くのところで難しいというような地方公共団体のお話は聞いておるのですけれども、現在いくつか意欲のある地方公共団体と詰め協議を行っているという段階でございます。これは市と県と両方が一致してやりましょうという形にならないと進まないということもございまして、今、鋭意協議をしております。年内目途に実施する地方公共団体を特定したいと考えております。

2番目に「政省令の改正」ですが、統計法施行令、この施行令の中で、各指定統計調査ごとに県と市との法定受託事務の内容が規定されていますけれども、これにつきまして、民間開放を前提に就業構造基本調査、全国物価統計調査について、法定受託事務の部分を若干改定するという事で現在法制局審査を受けているという状況でございます。この政令改正に合わせまして、調査実施規則も改正をしてみたいと思っております。

3番目として、「実施地方公共団体への支援」とございますが、これは実際に実施する地方公共団体、《参考》のところにスケジュールを掲げてございますが、実際に地方公共団体の方では入札公告を19年4月から5月を目途に行う。それから、業者決定契約を7月までを目途に行うという形でございますが、そういった際に具体的な入札や契約、あるいはモニタリングといったことに関して基準や条件が必要になってまいりますので、これにつきまして、統計局で現在開催している研究会で議論をして鋭意詰めているところでございますが、そういった情報を随時提供していくといったことをしつつ、様々な実施される地方公共団体に対して支援をしていきたいと思っております。

19年度の周期調査の取組状況は以上のような状況でございます。

それから、次の2ページの「2.その他の総務省所管指定統計調査について」ですが、地方公共団体からの意見、一応本日の配布資料の中に、資料3ということで、都道府県と市区町村に意見照会をした結果を概要としてまとめてございますが、地方公共団体からの要望としては制度面のいろいろな課題もございまして、それに加えて統計の信頼性を維持向上するための基準や条件をきちんと提示してもらいたい。あるいは民間事業者の状況、試験調査の結果という国からの詳細な情報を提供してもらいたいという要望が出ております。

そういうようなことを踏まえまして、まず1つは、統計局で現在開催しております研究

会、これについて報告取りまとめを19年1月～3月に行うということで、民間開放に当たっての留意点、課題と対応策、今後の取組内容といったものについてまとめてまいりたいと思っています。

2つ目、今の中身を踏まえつつ、今後の取組のスケジュール的なものですが、現段階で、19年度におきましては、経常調査、20年度に実施いたします住宅・土地統計調査、これの民間開放に向けた環境整備について措置を具体化していくと。

それから、2つ目は、21年度に実施する経済センサス、これに係る民間開放の方針を検討すると。これを19年度中に結論を出したいと思っておりますが、こういった取組を行うことによりまして、また、他府省所管の指定統計調査の民間開放に向けた検討の動きとも連携をしながら、今後さらに具体化を図ってまいりたいと思っております。

それから、3つ目として、地方公共団体から意見が寄せられた事項の中で、特に制度面の課題への対応でございますけれども、地方公共団体からは統計局の調査だけでなく、他府省の指定統計調査でも民間開放をすべきである。あるいはまずはオンライン調査の導入とか、行政記録の活用等、現行の調査方法を見直すべきであるという意見。民間開放を進めていく中で、統計調査の調査員の在り方を検討すべきである。さらに現行の法定受託事務の調査単位・調査主体を見直す必要があるのではないかという意見。その他、いくつか法制面の課題について対応してもらいたいという意見が出ております。

これらにつきましても、今の対応の方向ですけれども、まずは他府省所管の指定統計調査に係る民間開放につきましては、先ほどのお話にもありました政策統括官室で民間開放を促すためのガイドライン改定に向けた検討が進められているということで、統計局といたしましても、積極的に情報提供を行うなど密接に連携をとってまいりたいと思っております。

それから、2つ目の現行の調査手法の見直しですが、現在、国勢調査につきましては、調査方法の大幅な見直しを予定しておりまして、地方公共団体とも密接に意見交換を行いながら具体化に向けた検討を進めております。こういった検討状況を踏まえて、その他の調査における効率的な調査手法の導入についても検討してまいりたいと思っております。

それから、3つ目、統計調査員の在り方でございますが、今後の民間開放の推進の状況、お手元の委員限りの資料で、(1)で述べたとございますが、これは(2)の誤りでございます。(2)で述べた調査方法の見直し等の状況を踏まえた上で、今の登録調査員をどうやって活用していくかということも含めて、政策統括官室と連携して検討してまいりたいと思います。

それから、各調査における法定受託事務の調査単位・調査主体の在り方ですが、これも民間開放を推進していく中で、民間事業者の状況などを踏まえながら、地方公共団体とも協議しつつ検討していきたいと思っております。

その他、法制面のいくつかの課題につきましても、地方公共団体の要望を踏まえて、政策統括官室と連携して検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

齊藤部会長 ありがとうございます。どうぞ。

佐々木専門委員 今、19年度についてということで、地方の募集、調整されているということですが、今後の検討というところで、地方自治体、前の意見のところでも、業務のほぼすべてについて民間事業者の活用により効率化というものは可能であるというのが都道府県も市町村もあったと思うんですけれども、今、19年度予定よりもっと業務の範囲を広げる。要は地方自治体が今実際やっている業務を民間開放、民間委託できないのかというところを検討いただかないと、各自治体はこの問題について真摯に検討ができていかないのではないかと考えております。先ほどのガイドラインの改定と関係すると思うんですけれども、できないのなら、どういう理由でこの部分については、民間開放ができないのだというきちんとした明確がなければ、各自治体の方も混乱すると思いますので、今後、検討されるときには、前も言いましたけれども、民間開放する業務の範囲の拡大ということも含めて御検討をお願いしたいと考えております。

齊藤部会長 ほかにどうぞ。

廣松専門委員 よろしいですか。

齊藤部会長 どうぞ。

廣松専門委員 きょう資料3で、都道府県に対する照会の結果概要と、市町村に対する照会の内容を両方合わせて出していただいたわけですが、先ほど御説明の中にもあったとおり、もし19年の調査に関して、ある都道府県に属している市が民間開放をしようとする、県と市と両方合意しないとできないわけですね。そうすると、今、いただいた資料の中の、「ぜひ検討したい」、あるいは「検討してもよい」という都道府県と、それから6ページにある市町村の「ぜひ検討したい」「検討してもよい」というのが合っているのかどうか、全く全然別個だったらほとんど意味がないわけですね。その点に関して統計局の方で候補となり得る県と市はある程度念頭に置いていらっしゃるわけでしょうか。

飯島調査企画課長 今の御質問ですけれども、まず、このアンケートの方は、特に19年度について、具体的にぜひ検討したいという回答では必ずしもなく、特にこちらも前提条件をつけずに4段階の選択肢で聞いた結果ということで、個別のほかのアンケートの中身を見ると、いくつか留保条件がついているケースなどもございます。ただ、御指摘のように、県と市町村が両方そろわないとできないというのが現行の仕組みでございますので、そこはよりハードルが低くなる形があるかないかというのは、今後、将来的なものとしては考えていく必要があるかと思いますが、とりあえず19年度につきましては、いくつか先ほど申しましたが、意欲のある地方公共団体と具体的な今協議をしているという状況でございます。

高橋専門委員 今、おっしゃったのですけれども、個別の統計ではないでしょう。例えば全物、19年度始まりますね。全物でやってもいいということなのか、そうでなくて、一般論で検討したいということではないんですか。例えば全物だと19年度始まりますよね。本当にこんな大変なことができるのかなと思うところが正直言って多いのではないかと思



うので、ここをぜひやりたいというところが本当にあるのかどうか。私、正直言って、19年度の全物に関してはそのように思っているのですけれども、その辺どうでしょうか。

飯島調査企画課長 ぜひ検討したいというような御回答、これ以上、具体的に現在まだ掘り下げてお聞きしておりませんが、19年度は難しいけれども、20年度以降であれば、いろいろ調査で検討したいというような意向のある自治体が、こういった中に含まれているというふうに我々は考えております。ですから、ここの回答は、統計調査の一般についての回答というふうに受けとめています。

高橋専門委員 それだけに、今回の19年度に2つ、就業と全物やりますので、それはとにかく急がなければいけないと思うので、それに対しては本当に早く地方のヒアリングをやる必要があるのかどうか、どういうふうにするのかということを決めてあげないと、彼らも非常に困るのではないかと思うので、一般論的なところの20年度以降のものはいいのですけれども、とにかく19年度どうするかということでは大きな問題、不安を持っているのではないかと思うんです。

小幡部会長代理 今と同じ意見ですが、統計法の方は作業として変えられているということですね。先ほどの政策統括官室の御説明で、こちらの方は政省令の改正をしていて、恐らくあとは多分処理基準などを変えられたりするのだと思いますが、要するに全貌がはっきりしないと、どういうふうに乗っていいのか、地方公共団体でも非常に困る。時間も無いということになると、見送るといって、そういう流れになりやすいと思いますので、お忙しくて大変だと思いますが、とにかくどういうふうにメリットがあって、自分の業務のやり方がこれに乗ってよいことがあるのかというのが自治体にわからないことには誰もやらないと思いますので、とにかく早めに、どういうやり方ができるようになるかも含めて示してあげることが必要だと思います。

斉藤部会長 よろしゅうございますか。19年度はまずは目玉で科学技術研究調査が一応行われるということでございますが、一番みんな注目するのは、直轄以外の指定統計調査を本当に地方公共団体とのコラボレーションで本当にどうやられるのかというのは、これは一番注目するところだし、これができ出すと、本当の民間開放が進んでいくのだと思いますので、ひとついろいろ研究会等々もおやりになって情報も提供するということでもありますので、ぜひ1月の中・下旬頃に、この部会に再度状況の御報告をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

飯島調査企画課長 いろいろ御指摘いただきました点も踏まえながら、また、状況は御報告してまいりたいと思っております。

斉藤部会長 それでは、総務省統計局のヒアリングを終わらせていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

それでは、統計局から、サービス産業動向調査についてヒアリングを行います。よろしくお願いたします。

飯島調査企画課長 サービス産業統計についての資料ということで、こちらの委員限り

の資料の4ページからつけてございますので、これをもとに説明させていただきます。現在既にサービス産業、広い意味で第3次産業と呼びますと、今、既にGDPの7割を占めているということで、伝統的な1次産業、2次産業(製造業)に比べてかなり第3次産業のシェアが上がってきているという状況でございますけれども、なかなか統計ということで見た場合に、このサービス産業全体を明らかにする統計が未整備であると。特に月次とか四半期といった動態を示す統計はほとんどのところで未整備で、一部のところがモザイク的に整備されているというような状況でございます。全体の産業の動向が把握できないというのがかねてから問題点として指摘されております。

その背景のところにもございますが、昨年6月に(内閣府吉川委員会)と書いてございますが、これは後ろの方の参考3にございます内閣府の経済社会統計整備推進委員会でございますが、こちらの提言、あるいは2005年の基本方針においてサービス統計整備の推進というのが盛り込まれております。また、ことしになりましても、基本方針の2006とともに、ことしの7月に策定されました経済成長戦略大綱におきましても、サービス統計の整備というのが盛り込まれておまして、20年度の統計の創設というのが盛り込まれたところでございます。統計局の中におきましても、昨年からのサービス統計をどういった形で把握したらいいかということにつきまして外部有識者、関係府省を交えて議論を行ってきております。

そういう中で、今後のサービス産業の動向を把握する統計の整備の方向について、ことしの3月に報告ということでまとめたところでございます。これはお手元の委員限り資料の8ページ以降にサービス統計研究会の報告ということで参考としてつけさせていただきます。

こういったものを踏まえまして、20年度にこの調査をスタートするために、19年度に試験調査を実施するというので、19年度の予算として試験調査の予算を要求しているところでございます。今、想定しております新たな月次ベースの動向調査でございますが、概要としては、サービス産業動向調査というような名称で、我が国におけるサービス産業全体の動向を月次で明らかにして、QEを始めとするいろいろな経済指標の精度向上に役立っていかうということで、中身としては、事業所全体の売上高、従業員の総数、そういったものの変動を見ていかうということでございます。

調査方法ですが、調査員調査と郵送・オンライン調査、これを併用でやりたいと。できるだけ効率的なやり方で実施をしたいと考えておまして、特に調査系統でございますが、民間調査機関を活用することを前提に現在検討しております。

まず、19年度に各産業別にどういう形で調査をしたら一番正確にとれるのかといったことにつきまして、試験調査を行って分析をいたしまして、そういった分析の結果も踏まえながら、20年度に月次の本調査をスタートするという形で今準備を進めている状況でございます。

以上です。

齊藤部会長 ありがとうございます。それでは、サービス産業動向調査について、どうぞ、御自由に。椿先生、いかがですか。

椿専門委員 現時点では、民間開放の包括性とか、そういうことについての議論というのが、研究会レベルというのが、これからのむしろ問題だと考えてよろしいのですか。研究会レベルでも、多分そういう議論の仕方ではもちろんないわけですよ。

飯島調査企画課長 まだ、そこまでの議論はできておりません。まずはどういう範囲を調査員調査で行って、どういう範囲を郵送・オンライン調査で行うか。具体的に各産業別にどのような調査項目、どういう形で聞いたら一番正確に調査できるか、そういったものを考えてまいりまして、実際の調査を行う際は、これは民間を活用するということを前提に考えております。

椿専門委員 先ほども議論になっておりましたけれども、いわゆる郵送調査の場合の民間開放のレベル、あるいは総務省さんに限らず調査員調査という形で行う場合、それがいわゆる企業に対する調査なのであるか、世帯に対する調査なのであるか、いろんなスタイルあると思うんですけれども、そのレベルに応じて、例えば調査員調査はこういう形の民間開放になると、かなり大きな総枠としての方向性というのが出てきてもいいのではないかと思うんですけれども、この点いかがでしょうか。

飯島調査企画課長 最終的にはそういう包括的な形をまずつくっていかないといけないと思っておりますが、来年の5月ぐらいまでにそこは方向性を出してまいりたいと思っております。

廣松専門委員 最初に御説明があったとおり、この調査に関しては大変大きなニーズがあり、サービス分野の統計の整備というのが、今、統計の関係者に求められている一番大きな責務だろうと思います。そういうニーズに対して、新設の調査として今いろいろ案を検討していただいているのだらうと思います。従来調査にはかなりの歴史があって、既に調査員調査として確立をしていて、いろんないわば、ちょっと言葉は悪いですけど、過去のしがらみがある。この調査はそういう調査とは違うものですし、既にこういう形で、調査の設計の段階から民間開放を導入するというふうになっているわけですから、ぜひ真剣に、どういう部分を民間に開放することが効率的な調査の実施につながるかということを考えていただければと思います。

それがまず希望ですが、一つだけ質問です。19年度に試験調査を行うというふうにおっしゃっていましたが、そのときには民間は入るのですか。

飯島調査企画課長 19年度の調査も民間を活用した形で調査をしたいと思っております。

齊藤部会長 それは集計も入るのですか、それとも実査だけですか。

飯島調査企画課長 実査のところは民間に。試験的なものですので、あといろいろ中身を分析したいということもありまして、集計も規定の調査、統計表を単につくるということではありませぬので、そのあたりはすべて国の方で中身を見たいと思っております。

斉藤部会長 引頭さん何かありませんか。いいですか。

引頭専門委員 いいえ。

斉藤部会長 よろしゅうございますか。先生方の大体質問終わったようでございますので、ガイドラインの改定作業が5月末までに検討を行われるということが先ほど説明がありましたので、この日程に合わせて、ぜひやっていただくようお願いしたいと思います。それでは、本日はこれで統計局のヒアリングを終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

(総務省統計局関係者退室)

(農林水産省統計企画課入室)

斉藤部会長 それでは少し早いのですが、次に農林水産省から、平成20年度から民間開放を検討しておられる統計調査の内容について御説明をいただきたいと思います。農林水産省の西岡統計企画課長からお願いいたします。

西岡統計企画課長 農林水産省の統計企画課長をしております西岡でございます。本日、部会にお招きいただきましてありがとうございます。

去る11月1日に、当省のヒアリングをしていただきましたけれども、その際に、例えば法定受託の調査の取扱いであるとか、職員が行ってきた調査技術の伝承をどういうふうに解決するのか、あとはセンサスにおける質の確保など様々な御意見をちょうだいいたしました。特に委員からは、農水省が公務員総人件費改革にかかわる農林統計部門の人員削減の目標達成を図るために、アウトソーシングの1つとして、この市場化テスト・民間開放に取り組むという姿勢に御理解をいただくとともに、様子を見ることなく積極的にこのスキームを使って取り組む姿勢を示すようにという御指摘をいただきました。

その御指摘を踏まえまして、当省として早急にまず取り組むことが可能な調査の洗い出しをいたしまして、その結果、今回の12月の基本方針に2本の調査を掲載させていただいた上で、来年の概算要求とあと様々な準備をいたしまして、20年度からこのテストで実施する方向で検討させていただければと考えております。

これら2本、後で御説明いたしますが、2本の調査以外にも、今後、各省で取り組む民間ガイドラインの改定なり、法の対象業務の洗い出しという来年に向けての作業もございますので、この2本以外にも来年また追加できるような作業も併せて取り組んでまいりたいと思っております。お手元に資料として、関連資料ということで、「市場化テスト導入対象候補となる統計調査」ということでおつけしております。資料としては、概要の1枚紙と、あとはそれぞれ「牛乳乳製品統計」と「生鮮食料品価格・販売動向調査」という2本の調査票、調査概要をつけさせていただいております。

最初におめくりをいただきたいと思いますが、まず、市場化テストの対象候補となる2本の調査の概要を1枚にまとめてございますけれども、1つは指定統計、農水省は7本ございますが、そのうちの1本ということで、牛乳乳製品統計調査を考えております。

調査内容としましては、いわゆる生乳、牛から搾った乳の処理量、あとは御案内のよう

に、牛乳とか様々な乳製品の生産を工場で行っておりますが、そういう調査、これは月次で行っております。そのほか、工場の稼働、就業状況なり、生産能力を調べる年間調査については、約760か所、毎月調査は約450か所という形で行っております。

調査方法としては、郵送調査が基本でございますが、年間調査の一部で、中小の乳業工場に調査員を入れておりますけれども、約4分の3ぐらいが郵送調査で実施することにしておりまして、そういう点からも、テストになじみやすいのではないかとということでまず取り上げております。

調査の実施経路は、これまでは本省から地方農政局・農政事務所、統計情報センターを通じて実施してきております。

予算では約2,000万ほど、これは人件費以外ですけれども、コストとしてかかっております。

次の承認統計の生鮮食料品価格・販売動向調査、右側でございますけれども、これにつきましては、生鮮野菜の輸入品、国産野菜の月次の品目別の価格・販売数量を押さえています。全国の大都市を中心とした130店舗のスーパーや小売青果店なりに調査をかけまして、これも基本は郵送調査ということで四半期ごとに牛乳製品統計調査と同じように、本省から地方の出先機関を通じて調査をしております。

今回、農水省としてこの2本を取り上げた基本的な考え方といたしましては、まず先行的に取り組むということで、1つは調査先の協力が得られやすい調査ということで、特に牛乳製品統計は乳業工場ということもあり、相手の記帳能力も高いということもございます。そのほか、郵送調査が主体であるということで、農水省の場合、かなり地方のフィールドなりの調査がございますので、そういう調査員を地方の農村部で確保していくことこの課題についても今後準備していかなければいけないということもございまして、まず、郵送が主体であるものとしております。あとは調査内容もかなり複雑で専門的知識も必要なそういう作物統計や経営統計に比べまして、比較的調査内容がはっきりしているものというような観点なりを踏まえて、今回絞り込みをさせていただきました。

以上でございます。

あと、後ろの方に、調査票をめくっていただきますと、牛乳製品統計の基礎調査票、これは年1回の調査でございますが、そのほか月別の工場なり、本社あての調査票、その後には調査結果の概要ということでつけております。牛乳製品統計の場合には、特に牛乳の需給政策にかなり直結してございまして、月次も行っております。

さらにめくっていただきますと、生鮮食料品価格・販売動向調査票、さらにはその結果概要というような形で資料をつけさせていただいております。

簡単でありますけれども、以上で終わらせていただきます。

斉藤部長 ありがとうございます。どうぞ、御意見等あれば、お願いします。

廣松専門委員 20年以降の計画ということですので、これから具体的な検討をしていただくことになるのだろうと思うのですが、とりあえず現時点で、どの段階からというか、

要するに調査票を印刷し、郵送の場合ですと、封入し、送付というか配布し、それから、照会の対応、督促、回収、集計という流れの中で、大体どの段階からの民間への開放をお考えなんでしょうか。

西岡統計企画課長 この点につきましては、まず、今回農水省で調査を切りわけた判断材料の1つは、科学技術基本調査がございますので、まずは特に牛乳乳製品統計調査については、調査票の配布なり回収なりを中心とした実査の部分を対象にかけてまいりたいと思っております。ただ、調査によって、それぞれの範囲とすべき部分というのは異なってくると思いますので、調査によってはもう少し広がって、市場化テストの趣旨というのはかなり包括的に民間に委ねることによって創意工夫を發揮するという視点もございまして、その辺は今後5月のガイドラインの改定の作業でどういう業務が対象であるとか、そういう議論もされてくるというふうに考えておりますので、そこも踏まえて最終的には決めていきたいというふうに考えております。

斉藤部会長 これは予算では2,000万と1,100万と大体判断されているのですが、現実には、これを民間開放なさることによって、公務員総人件費改革の取組ということですから、何人が担当の方が減るとか、もしそういうことがわかっていけば、何人ぐらい減るのか、どうなんでしょう。

西岡統計企画課長 実査部門を中心に考えますと、大体携わっている人員が牛乳乳製品統計で約5名程度、あと生鮮食料品価格・販売動向調査で1名、延べといいますが、フルに働いたとして、カウントしております。もちろん業務の切り出しによって、そのうちの何人分というところは、今後、ミシン目の入れ方として精査をする必要があると思っておりますけれども、目安としてはそういう人員が張りついているということでございます。

斉藤部会長 何か御質問ございませんか。

小幡部会長代理 今回、この2つを20年度ということで候補とされているようでございますが、先ほどの御意見にもございましたように、19年度に科学技術研究調査の方はやるので、多少時間的になかなか準備が整わないという可能性もあって、どこまでできるかという、必ずしもすべてできるわけではないと思いますが、これは20年度ということで、ある程度準備期間ございますので、民間が手を挙げてやりたいと思えるような包括的なものでないと、せっかく市場化テストで民間開放しても、現実には創意工夫などなかなかできないというふうな話になってしまうと、制度として非常にうまくないものですから、包括的にできるような形でぜひ制度を考えていただきたいと思います。

斉藤部会長 御意見がないようでしたら。

廣松専門委員 もう一つだけ。

斉藤部会長 どうぞ。

廣松専門委員 特に2番目の方の生鮮食料品価格・販売動向調査についてですが、これは現在承認統計の位置づけになっているわけですね。とりあえず、今、この委員会では指定統計のことを念頭に置いているわけですが、承認統計を候補として挙げられた特

別な理由はあるのですか。

西岡統計企画課長 当然ヒアリング対象としては指定統計でございましたので、指定統計もすべて検討した上で、まず一番先行してやりやすいものといいますが、フィージビリティの高いものというのを考えましたけれども、農水省が課題としております総人件費改革は指定統計だけではなくて、当然承認統計にも多くの人員が張りついておりますので、その課題を達成するためには、当然承認統計もしっかりやっていかなければいけないということと、承認であるか、指定であるかということもありますが、調査の性格とか、客体の相手先とか、そういう定性的な要件なりから見ると、可能なものは当然承認であっても切り出して対応できるのではないかということで、今回承認についても出させていただいたということであります。

斉藤部会長 ありがとうございます。御案内のとおり、科学技術調査の方も、19年度ということで、時間がなかったということで、委員会や部会では、必ずしも十分それでよく民間開放していただいたなと言っているわけではありませんで、御案内のように、宛て名書きのところも、今のところは役所の方でおやりになると。封筒に入れてしまって封をしたものを渡して、そこから先、届ける役割が民間であると。それから、催促等々も、どちらかという、統計局からの指示を受けて催促されると、そういうようなことで、回収も統計局へ回収するというようなことになっておりまして、誰がどう見てもあまりおもしろい仕事ではないし、工夫はどこにあるのだといってもあまり工夫はできないし、これは初年度のスタートということで、そこから入らざるを得ないということです。しかし、宛て名書きとか、封に入れることとか、催促の方法とか、できれば回収などもどんどん広げていって、そこにいろいろ知恵を使っていたらこうと。20年、21年と、そういう考えで多分委員会としてもやっていただくということになると思うんです。

したがって、20年度からお初めになります農水省さんとしては是非いろいろ御工夫をいただきまして、ますます積極的に民間開放に取り組んでいただきませうようお願い申し上げたいというふうに思います。

それでは、これで本日の統計部会を終了いたしたいと思います。

大変どうもありがとうございました。

西岡統計企画課長 ありがとうございます。

(農林水産省統計企画課退室)

次回については、追って事務局から御連絡をいたします。